

議案第45号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
隼団地	八頭郡八頭町見櫻中
中南団地	八頭郡八頭町南
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地 隼団地 中南団地	八頭町
略	

別表第1 (第2条の2関係)

名称	位置
略	
隼団地	八頭郡八頭町見櫻中
北山団地	八頭郡八頭町北山
中南団地	八頭郡八頭町南
八東第2団地	八頭郡八頭町東
略	

別表第2 (第26条関係)

名称	管理を行わせる者
略	
土師百井団地 宮岡団地 船岡団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第 2団地	八頭町
略	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。